

# 宇部市新火葬場建設支援業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本実施要領は、宇部市新火葬場建設支援業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定することについて、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

宇部市新火葬場建設支援業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「宇部市新火葬場建設支援業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

#### (4) 委託料上限額

36,960千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 3 担当窓口

宇部市 市民環境部 環境政策課（宇部市役所1階）

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL：0836-34-8251

FAX：0836-22-6016

Mail：info-envi@city.ube.yamaguchi.jp

#### 4 スケジュール

内容	日程
プロポーザル公募開始	令和5年3月 1日 (水)
質問受付期限	令和5年3月 8日 (水) 午後5時
質問回答予定日	令和5年3月13日 (月)
参加表明書等提出期限 (※)	令和5年3月17日 (金) 午後5時
参加資格審査結果通知	令和5年3月23日 (木)
企画提案書等提出期限	令和5年4月 6日 (木) 午後5時
ヒアリング審査	令和5年4月17日 (月) を予定
特定・非特定結果通知	令和5年4月中旬頃を予定
契約手続き	令和5年4月下旬頃を予定

(※) 事業方式の検討等を記載した「宇部市新火葬場建設基本計画」を、令和5年3月下旬に、本市公式ウェブサイトで公表予定

(※) 参加表明書等受理後、参加資格審査の結果を令和5年3月23日(木)までに電子メールにより通知する。参加資格要件を満たしていない通知を受けた場合は、通知をした日の翌日から起算して3日(土日祝日を除く。)以内に、書面(様式は自由)を郵送(簡易書留に限る。)することにより、説明を求めることができる。また、回答は書面により行う。

#### 5 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (3) 指名停止の措置を本市から受けていない者、又は受けることが明らかでないこと。
- (4) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (5) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく精算の開始又は、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律に掲げる暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (7) 地方公共団体との間でPFI方式またはDBO方式による火葬場建設整備運営事業に係るアドバイザー業務を元請けとして受託した複数の実績(モニタリングのみに係る契約を除く。)を有すること。
- (8) PFI方式またはDBO方式に係る法務及び財務に関する知識を有すること。(他の事業者と協力して本業務履行に当たることも可。以下(9)において同じ。)
- (9) 火葬場整備に関する建築技術等の知識を有すること。

(10) 1号から6号までは、本業務遂行に協力してあたる事業者についても同様とする。

(11) 応募にあたっては、共同企業体（JV方式）での参加は認めない。

なお、7号の実績を共同企業体として受注した場合の実績は、代表者であった場合のみ認める

## 6 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、参加表明者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（受託候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案書に関する評価は行わず、又は受託候補者としての特定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で選定委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

## 7 質問及び回答

- (1) 質問の内容：質問は、参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。
- (2) 提出期限：令和5年3月8日（水）午後5時まで必着
- (3) 提出先：3担当窓口と同じ
- (4) 提出方法：質問書（様式9）により、電子メール又はFAXによる。  
※必ず電話で受信等の確認を行うこと。
- (5) 回答方法：提出された質問とそれに対する回答を令和5年3月13日（月）までに本市公式ウェブサイト上に掲載する。

## 8 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限：令和5年3月17日（金）午後5時まで必着
- (2) 提出先：3担当窓口と同じ
- (3) 提出方法：原則、郵送とし、提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出書類：参加表明書（様式1） 1部  
実績調書（様式2） 1部
- (5) その他：提出については、配達記録郵便の利用や電子メール、電話等で着信確認の対策等を講じること。

## 9 企画提案書等の提出

提案書提出意思を有する者は、宇部市新火葬場建設支援業務委託仕様書（別添1）を踏まえて、次に定めるところにより企画提案書等を提出すること。

- (1)提出期限：令和5年4月6日（木）午後5時まで必着
- (2)提出先：3担当窓口と同じ
- (3)提出方法：原則、郵送とし、提出期限までに必着のこと。
- (4)提出書類：企画提案書（様式3） 正本1部 副本6部  
会社の概要（様式4） 正本1部 副本6部  
業務実施体制（様式5） 正本1部 副本6部  
業務実施方針等（様式6：任意様式） 正本1部 副本6部  
テーマ別企画提案書（様式7：任意様式） 正本1部 副本6部  
参考見積書（様式8：任意様式） 正本1部
- (5)企画提案を求める特定テーマ  
新火葬場建設事業に関して、下記のテーマについて、課題、考え方や提案を記述し、テーマ別企画提案書（様式7：任意様式）にまとめること。
  - ① テーマ1  
要求水準書において想定される課題と対処方法
  - ② テーマ2  
火葬場DBO方式における留意点、想定される課題と対処方法  
(事業者選定、契約など)㊤提出書類の作成方法の詳細については、企画提案書作成要領（別添2）のとおりとする。
- (6)その他：
  - ①提出後の差替え及び追加資料の提出は認めない。
  - ②企画提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものととする。
  - ③提出書類は、製本せずにクリップ留めとすること。
  - ④様式5～7は提出者を特定できる内容や企業名等を記載しないこと。
  - ⑤提出については、配達記録郵便の利用や電子メール、電話等で着信確認の対策等を講じること。
  - ⑥協力会社となった者は、他のグループの協力会社になつての参加は、できないものとする。

## 10 ヒアリング審査

企画提案書の提出者に対して、ヒアリング審査を実施する。

- (1)実施予定日：令和5年4月17日（月）予定（翌日を予備日とする。）
- (2)実施方法：
  - ①1社につき50分程度とする。（準備5分、説明25分、質疑15分、片付け5分）
  - ②パソコン・プロジェクター等の情報機器を使用して企画提案書の説明を行うことは可能だが、使用する機器類（スクリーンを除く。）は提案者において用意すること。
  - ③出席者は3名以内とする。

(3)その他 : ヒアリング審査の日時等は、別途通知する。

## 11 受託候補者の特定

### (1) 審査【優先交渉権者及び次点交渉権者の特定】

#### ア 評価基準

優先交渉権者及び次点交渉権者を特定するための評価基準は表1のとおりとする。

#### イ 特定方法

「宇部市新火葬場建設支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、評価基準に基づき、厳正なる審査を行い、各委員の評価点の平均点が最上位である者を優先交渉権者、2番目に高かった者を次点交渉権者として特定する。

なお、各委員の評価点の平均点が60点に満たない者は非特定とする。

#### ウ 特定・非特定通知

特定した者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知する。また、特定されなかった者に対しては、「非特定通知書」によりその旨を通知する。

なお、非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(土日祝日を除く。)以内に、書面(様式は自由)を郵送(書留郵便に限る。)することにより、非特定理由について説明を求めることができる。また、回答は書面により行う。

### (2) 契約締結

選定委員会において、優先交渉権者に特定された提案者と本市は契約交渉を行う。

なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

また、契約交渉が不調のときは、次点交渉権者と契約交渉を行う。

### (3) 結果の公表

審査結果については、本市公式ウェブサイトで公表する。

表 1 : 評価基準

評価項目	着眼点	配点
受託実績 (様式 2)	過去 10 年間の受託件数	15/100
業務実施体制 (様式 5)	遂行能力、配置予定者の数	15/100
業務実施方針等 (様式 6 : 任意様式)	業務内容の理解度・専門性	15/100
	工程計画の妥当性	5/100
テーマ 1 に対する企画提案 (様式 7-1 : 任意様式)	的確性、妥当性 (説得力)	20/100
テーマ 2 に対する企画提案 (様式 7-2 : 任意様式)	的確性、妥当性 (説得力)	15/100
ヒアリング (様式 5 から様式 7 に 関する内容)	取組姿勢・意欲・分かりやす さ	10/100
参考見積書 (様式 8 : 任意様式)	見積金額	5/100

(4) 評価項目は、項目ごとに 5 段階により評価する。

(5) 参考見積書は、見積金額を 5 段階で評価する。

(6) 審査の総得点により順位を決定する。

## 12 その他留意事項

- (1) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合、プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合の、当該プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (2) 提出書類等は、一の参加者につき、1 案とする。同一企業の本社、支社等による重複の申込は認めない。
- (3) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 参加表明書等を提出しない者は、企画提案書を提出できないものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る書類作成、ヒアリング等に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出書類の返却はしない。
- (7) 参加者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するが、評価点が最低基準点 (60 点) に満たない場合は、交渉権者として特定しない。
- (8) 特定された企画提案書等は、宇部市情報公開条例 (平成 12 年 3 月 27 日条例第 3 号) において、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (9) 提出期限以降における一切の提出資料の差替え及び再提出は認めない。
- (10) 特定された企画提案書等の内容のうち、本市が必要と判断する場合は、当該業務の

仕様書に反映する。

- (11) 提出された企画提案書等の著作権は参加者に帰属するが、本市が本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、複製、記録及び保存を行うことがある。
- (12) 企画提案者は、本市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (13) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (14) 本業務の受託者（協力会社等を含む。）及びこの者と資本・人事面において関連があると認められた者は、この契約の対象となる施設の事業候補者の選定への応募又は参画及び応募又は参画しようとする事業候補者のコンサルタント等となることを認めない。
- (15) 本件に係る契約は、令和5年度当初予算が成立することを条件とする。

### 13 参考資料等（以下は、すべて本市公式ウェブサイト参照のこと。）

- (1) 宇部市新火葬場建設整備事業（ウェブ番号：1018377）  
宇部市新火葬場建設基本計画（案）（ウェブ番号：1018378）  
宇部市新火葬場建設基本計画（令和5年3月下旬公表予定）